

容量市場について

2020年5月29日
資源エネルギー庁

1. 小売電気事業者の供給能力確保義務について

2. 2020年度メインオークションにおける需要曲線について

3. 容量市場における入札ガイドラインについて

小売電気事業者の供給能力確保義務について

- 第16回作業部会（2017年12月12日開催）において、小売事業者による容量拠出金の支払についての扱いが整理された。
 - 従来から電気事業法は、小売電気事業者に対して、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給力(kW)を確保する義務を課していると考えられ、容量市場の導入後において、小売電気事業者は電気事業法上の供給能力確保義務を達成するために、容量拠出金の支払いに応じる必要がある。
 - 仮に小売電気事業者が費用支払に応じなかった場合には、広域機関の定款または業務規程に基づく指導勧告等が行われることになると考えられる。
 - それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討される。
- 第16回作業部会での整理を受け、広域機関における定款、業務規程の整備が完了しており、今回、小売電気事業者が容量拠出金の支払に応じず、広域機関が指導勧告等を行ってもなお、改善が見られない場合における電気事業法の取扱いを明確化する。

論点13：費用精算の考え方（小売電気事業者と市場管理者との関係）

- 従来から電気事業法は、小売電気事業者に対して、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務を課していると考えられる。

※小売電気事業の登録申請者は、小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力（kWで表示したもの）の確保に関する事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。また、小売電気事業者は、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。「容量を確保する」という用語は電気事業法に登場しないが、容量確保義務とは「kW価値を中長期的に確保する義務」であり、「中長期的に供給能力（kWで表したもの）を確保する義務」と同義のため、供給能力確保義務には「容量確保義務が含まれる」と考えられる。

- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力（kW価値）を市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保することとなり、容量市場は電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけることができる。このことから、市場管理者である広域機関は、小売電気事業者に対し、費用負担を求めることが可能と考えられる。
- こうした前提の下、具体的には、市場管理者である広域機関が、「電源入札拠出金」と同様の位置づけ（経済産業大臣の認可を必要とする広域機関の定款で規定）で「容量拠出金（仮称）」として、会員である小売電気事業者等から費用を徴収することとしてはどうか。
- なお、託送料金に算入されている費用については一般送配電事業者から徴収することになるが、託送料金を通じて小売電気事業者が負担することには変わりはない。

※市場管理者である広域機関は電気事業法第28条の40第5号に定める業務の一環として行うものと考えられる。

※上記の考え方を前提とし、容量市場に係る広域機関と事業者間の取引に関する税、会計制度についても所用の措置を検討する。その際、必要が生じた場合には、上記の整理を変更することもあり得る。

- 市場管理者である広域機関が、会員である小売電気事業者等から容量拠出金（仮称）を徴収する場合、その確実性の担保が課題となる。
 - 仮に広域機関の会員である小売電気事業者等が費用支払に応じなかった場合、広域機関の定款または業務規程に基づき、広域機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁が行われることになると考えられる。
 - それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討されることになる。このために必要な情報として、電気事業法に基づく監督命令により、広域機関に対して容量市場の実施状況を定期的に報告させることとしてはどうか。
 - また、小売電気事業者等による支払遅延や不払が発生した場合には、広域機関から発電事業者等への支払に支障が生じる事態も否定できないことから、そうした場合に備え、広域機関において、他の機関における実務等も参考にしながら、保証金の徴収や保険の活用など、リスクヘッジのための仕組みを検討しておくことも必要ではないか。
- ※支払リスクを低減する観点から、請求については、毎月行うとともに、小売電気事業者の退出等があった場合には、他の事業者の負担を速やかに見直す仕組みが必要なのではないか。

(参考) 電気事業法 (供給力確保命令、業務改善命令、登録の取消し)

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務改善命令)

第二条の十七 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者等が第二条の十三第一項又は第二項の規定に違反したときは、小売電気事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、小売電気事業者が第二条の十五の規定に違反したときは、小売電気事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

(登録の取消し)

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二条の二の登録又は第二条の六第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二条の五第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

2 第二条の五第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(参考) 広域機関 定款 (会員の責務、制裁)

電力広域的運営推進機関 定款(平成27年4月1日施行)

第11条 会員は、付与された議決権その他の権利を誠実に行使するよう努めなければならない。

2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。

- 一 本機関が、法第28条の40第6号に基づき、指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。
- 二 本機関が、法第28条の42に基づき、報告又は資料の提出を求めたときは、遅滞なくこれに応じること。
- 三 法第28条の43に基づき、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。
- 四 法第28条の44に基づき、小売電気事業者である会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者である会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。

3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面で通知しなければならない。

- 一 前条第1項各号のいずれかに該当したとき
- 二 商号(名称を含む。)、本店所在地、代表者の氏名又は第8条に規定する電気事業者の区分に変更があったとき
- 三 電気事業者の子法人等若しくは親法人等となったとき又は電気事業者の子法人等若しくは親法人等でなくなったとき

(会員に対する制裁)

第12条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科することができる。

- 一 前条第2項第1号の指導又は勧告に従わないとき
 - 二 前条第2項第2号の報告又は資料の提出を行わないとき
 - 三 前条第2項第3号の情報を提供しないとき
 - 四 前条第2項第4号の指示に従わないとき
 - 五 本機関に対して、事実と異なる報告を行ったとき
 - 六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針その他本機関が定める規程に違反したとき
 - 七 前各号のほか、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき
- 2 前項に規定する制裁は、けん責、過怠金の賦課及び議決権その他の会員の権利の停止又は制限とする。
- 3 前項に規定する過怠金の額は、300万円以下とする。ただし、過怠金を課す場合であっても、本機関による会員に対する損害賠償請求は妨げられない。
- 4 第1項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利の停止又は制限と併科することができる。
- 5 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の制裁を科された場合においても、その期間中、前条第1項から第3項に規定する会員としての責務を全て履行しなければならない。

(参考) 広域機関 業務規程 (指導・勧告)

電力広域的運営推進機関 業務規程(平成27年4月1日施行)

第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

- 一 第105条の需給状況の監視の業務において、小売電気事業者若しくは特定送配電事業者(登録特定送配電事業者に限る。)たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき
 - 二 第28条第2項の供給計画の検討の業務において、会員の供給計画が、送配電等業務指針、需要想定要領又は広域系統長期方針若しくは広域系統整備計画等に照らして不適切と認めた場合で、見直しの求めに正当な理由なく応じないとき
 - 三 第19章の苦情及び相談対応及び第20章の紛争解決の業務において、必要なとき
 - 四 第126条から第130条までの規定に基づく運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき
 - 五 第7章の系統アクセス業務において、一般送配電事業者たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき
 - 六 第5章第1節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第32条の41に規定するペナルティに従わないとき
 - 七 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき
 - 八 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき
 - 九 前各号の他、理事会が必要と認めるとき
- 2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

供給能力確保義務に対する審査基準

- 容量市場開設の実需給年度（2024年度）以降、小売電気事業者が容量拠出金の支払いに応じず、広域機関の定款・業務規程に基づく指導勧告等を行ってもなお改善が見込まれない結果として、広域機関の容量市場運営業務に支障が生じるような場合には、必要な供給能力が確保されず、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがあると考えられ、電気事業法第2条の12第2項における「小売電気事業者が必要な供給能力を確保していないため、電気の利用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがある」と認めるときに該当しうると考えられる。
- この点、小売電気事業者が供給能力を確保していない場合の措置（電事法第2条の12第2項）に関する詳細は、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（以下、審査基準等という）」に定められている。
- 従って、容量市場の趣旨を踏まえ、審査基準等に規定する処分の基準に、「広域的運営推進機関による供給能力を確保するための費用の請求に応じない場合」を追加することとしてはどうか。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（案）

第2 処分の基準

第2条の12第2項

（2）第2条の12第2項の規定による小売電気事業者に対する供給能力の確保等に係る命令 第2条の12第2項の規定による小売電気事業者に対する供給能力の確保等に係る命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 定常的に、供給能力の不足を発生させている場合
- ② 短い時間であっても、極めて大きな供給能力の不足を発生させた場合
- ③ 過去の実績や需要の性質に照らして、供給能力の確保が十分ではなく、実需給の段階で、供給能力不足を発生させる蓋然性が高いと認められる場合
- ④ 広域的運営推進機関による供給能力を確保するための費用の請求に応じない場合

今後のスケジュール

- 本日までご議論いただいた内容を踏まえて、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の改正のためのパブリックコメントを行う。

1. 小売電気事業者の供給能力確保義務について

2. 2020年度メインオークションにおける需要曲線について

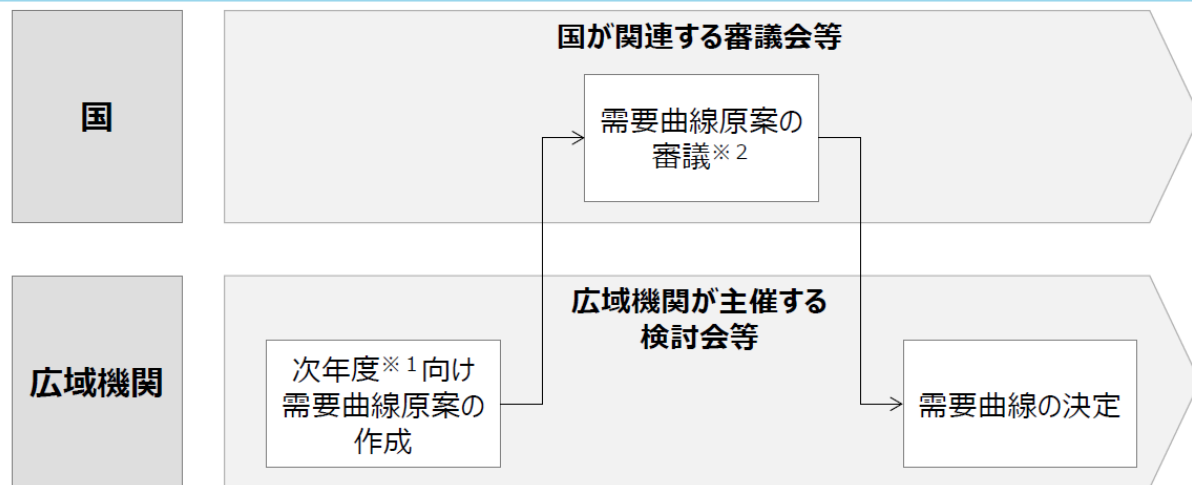
3. 容量市場における入札ガイドラインについて

2020年度メインオークションにおける需要曲線について

- 広域機関における第24回容量市場検討会(2020年4月24日)において、2020年度メインオークション(実需給年度：2024年度)の需要曲線の原案を策定し、報告を行った。
- 広域機関が策定した需要曲線については、国が関連する審議会等で審議のうえ、広域機関において決定することとされており、本日、広域機関が策定した需要曲線についてご議論いただきたい。

2017年10月 第12回制度検討作業部会資料

- 容量オークションで使用する需要曲線は、調達される容量や価格に影響を与えるため、その設計プロセスには高い透明性が求められる。
- 具体的な目標調達量や指標価格の水準を踏まえた需要曲線の設定については、
 - ①広域機関が有識者や関係事業者等の意見も踏まえて需要曲線原案を作成し、
 - ②国が関連する審議会等で広域機関作成の案を審議、
 - ③広域機関において需要曲線を決定することとしてはどうか。



(※1) 具体的なオークションの開催時期については別途検討が必要

(※2) 具体的な需要曲線の形状について、事前にどこまで情報開示するかは別途検討が必要

目標調達量の算定結果

- 2020年度メインオークションにおいては、目標調達量1億7,747万kW(H3需要×112.6%)を調達する。

2. 目標調達量の算定結果

第24回容量市場検討会資料

- 2020年度メインオークションの目標調達量※1,2は、2020年度供給計画にもとづき算定した結果、1億7,747万kW（177,468,513kW）となった。

※1 目標調達量には、FIT電源の期待容量1,179万kW（11,789,258kW）を含む

※2 発動指令電源の調達上限容量は、473万kW（4,728,387kW）

<2020年度供給計画（2024年度断面）>

単位：万kW

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9社計
H3需要※3	499	1,354	5,298	2,440	491	2,634	1,043	491	1,540	15,790
H3需要 (離島除き)	498	1,349	5,295	2,440	491	2,634	1,041	491	1,522	15,761
目標調達量	H3需要(9社計)比 112.6%									17,747

※3 北海道、東北エリアは1月断面、その他エリアは8月断面

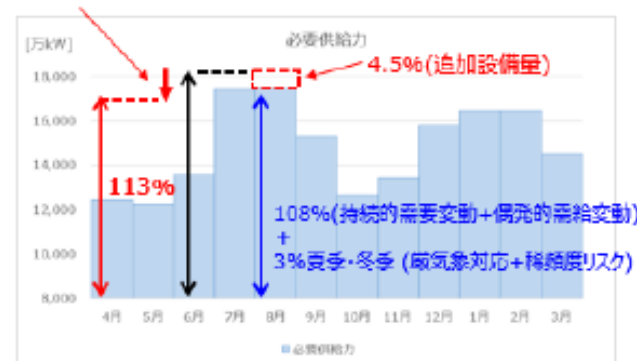
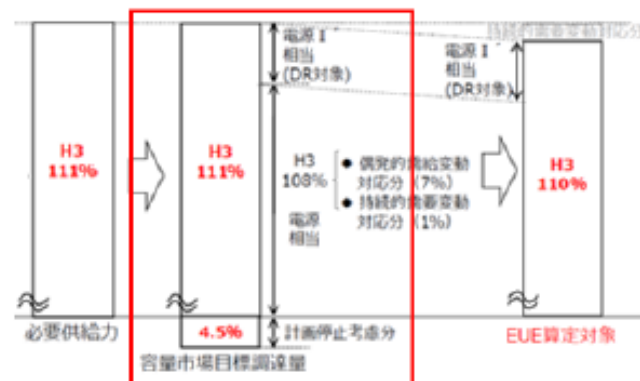
第23回容量市場検討会資料

- ※目標調達量は、FIT電源等の期待容量の合計を含む

レジ小委の算定条件における再エネ等の供給力(kW価値)評価を踏まえた容量市場調達量について 26

- ＜レジ小童＞

▲約3%（再エネ・ガスタービンの各月評価の8月供給力と年間評価の供給力との差分）



北海道エリアにおける稀頻度リスク対応について

- これまで北海道エリアの冬期需給検証では、北海道胆振東部地震を踏まえて、厳寒H1需要の発生と154万kWの供給力減少が同時に発生した場合であっても、H1需要×103%の供給力が確保されることを確認してきた（北海道エリアにおける稀頻度リスクへの対応）。
- 今後、全国単一市場で供給力の調達を行う容量市場では、連系線制約の範囲内において全エリアを一つのエリアとみなし、効率的な電源から確保していく。具体的には、過去の実績等に基づき、気温影響による需要の変動、太陽光発電の出力変動、連系線の制約などを踏まえ、年間停電量が全エリア同じ（同一の供給信頼度）になるように供給力を確保する。
- 容量市場は年間を通じた供給力を確保する仕組みである一方、北海道エリアの稀頻度リスクへの対応は、冬季の供給信頼度を向上させるためのものである。
- 容量市場で確保される供給力は、需要曲線の形状が下に凸型の右肩下がりであることから、約定価格によって調達量が決まる仕組みであることや、実需給年度(2024年度)までの間に需要変動等の不確実性も存在するため、北海道エリアの必要供給力はオークションの結果を踏まえて、必要に応じて適切な追加調達方法の検討も含めて、フォローアップしていくこととしてはどうか。

指標価格（Net CONE）の算定結果

- 2024年度メインオークション向けの指標価格（Net CONE）は、最新の経済指標を用いて算定することとしており、算定の結果は9,425円/kW・年であった。
（※これまで目安として示してきたNet CONEは9,307円/kW・年であり、これを最新の経済指標に置換）

第24回容量市場検討会資料

- Net CONE算定にあたっては最新の経済指標を用いることとしており、第23回の検討会（2020年1月31日）から以下の経済指標を更新した。
- Net CONEは、新規電源の建設および維持・運営のための総コストをコスト評価期間で均等化したコストから容量市場以外の収益を差し引いたものとしている。
- 2024年度メインオークション向けの指標価格（Net CONE）は、国等が公表する経済指標等にもとづく算定の結果、9,425円/kW・年であった。
- 上限価格（指標価格の1.5倍）は、14,138円/kW・年となった。

<毎年度のNet CONE算定において更新する経済指標>

要素	経済指標等	更新時期	今回の設定数値	（参考）第23回で示した試算時の数値	備考
インフレーション率	GDPデフレーター	3月 (2次速報)	2.84%	2.25% (2018年時点)	基準年（2014年）からNet CONE算定年までの物価上昇率の実績値
期待インフレーション率	コアCPI	1月下旬 (暦年値)	0.26%	0.18% (2018年時点)	将来の物価上昇率の予想値
他人資本コスト	貸出約定平均金利	2月	0.98%	1.1% (2018年時点)	日本銀行公表
自己資本比率	企業活動基本調査	7-8月 (確報)	右記数値で セツ済	42.3% (2019年確報)	経済産業省公表

4. Net CONE算定における経済指標について (経済指標の取扱いまとめ)

10

- これまでの需要曲線の検討において、議論の目安として一定の値（9,307円/kW・年）を示してきており、今回、現時点の経済指標を用いてNet CONEを試算したところ9,444円/kW・年となった。
- 今後、2020年度メインオークションの需要曲線作成においては、最新の経済指標を用いてNet CONEを算定する。
- なお、包括的な検証のタイミングを目途として、Net CONEが毎年変動することによる影響等も踏まえ、Net CONEの算定方法等についても検証を行うこととしている。

<参考> 諸外国のNet CONEの状況

PJM : Net CONEを毎年度変動させている

英国 : Net CONE変動に関する規定はなし（数値の検証等を継続的に行いながら必要に応じて見直すこととしている）

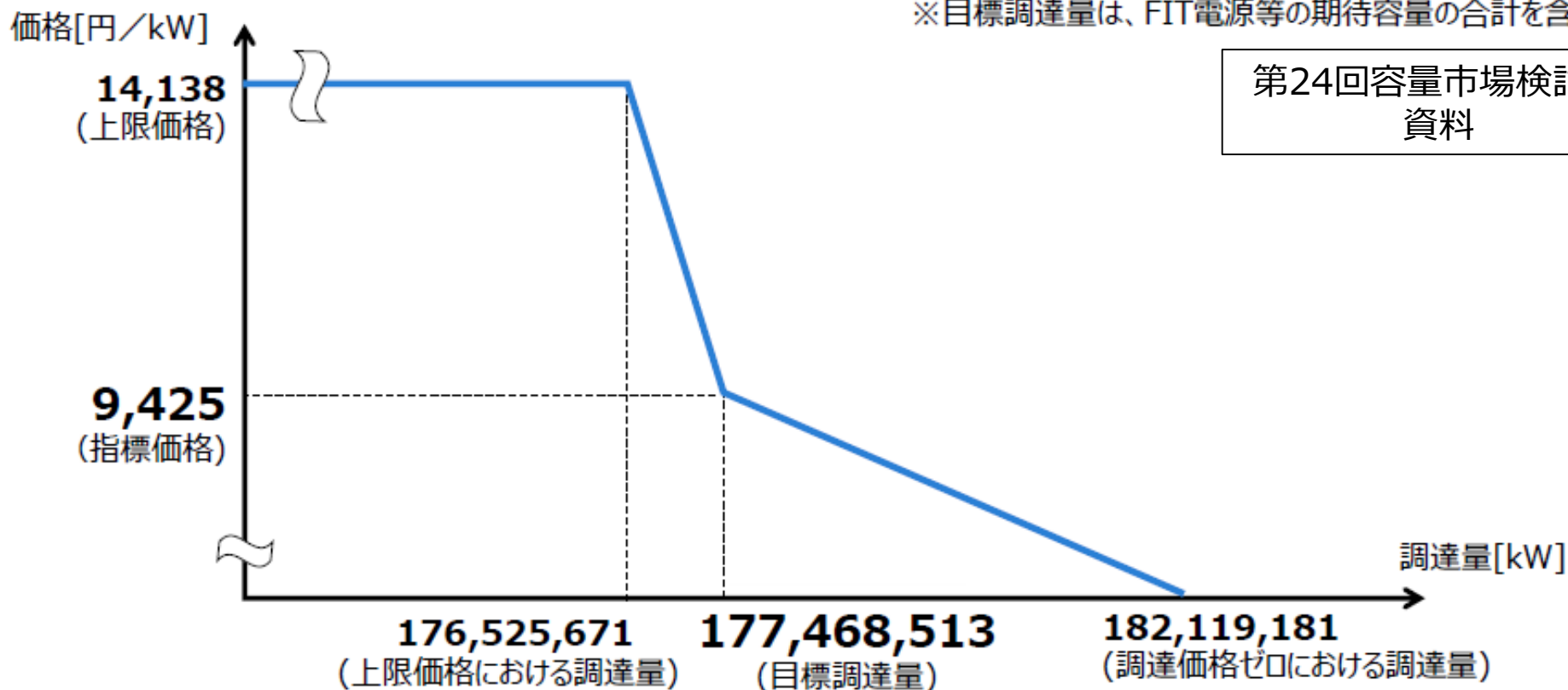
需要曲線の策定結果

- 最新の供給計画、経済指標等に基づき需要曲線を策定した結果は以下のとおり。

■ 2020年度メインオークション（実需給年度：2024年度）の需要曲線原案は、最新の供給計画や最新の経済指標等にもとづき算定した結果、下図となった。

- 目標調達量※は1億7,747万kW、Net CONEは9,425円/kW・年
- 上限価格は14,138円/kW・年、上限価格における調達量は1億7,653万kW
調達価格ゼロにおける調達量は1億8,212万kW

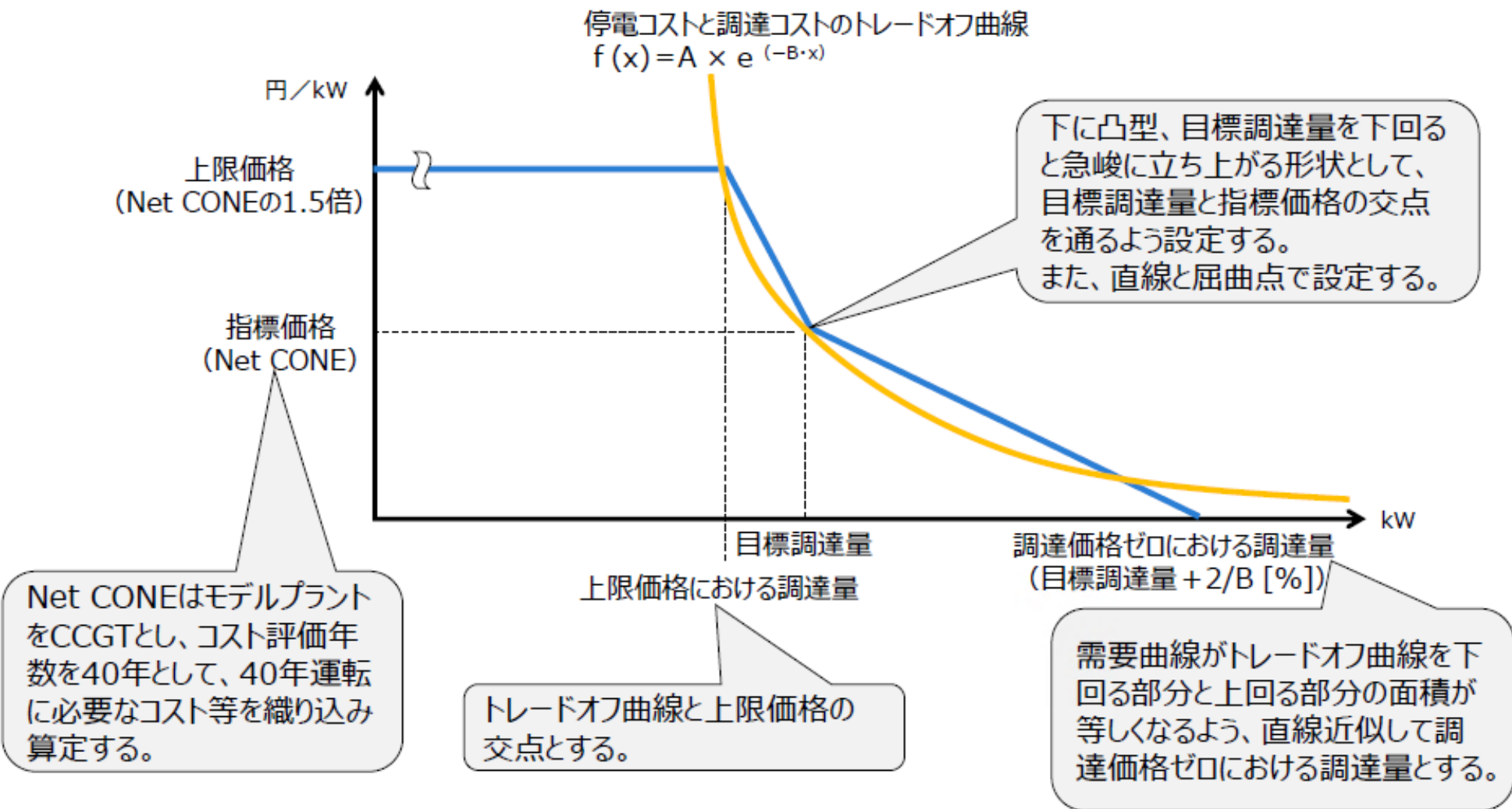
※目標調達量は、FIT電源等の期待容量の合計を含む



(参考)需要曲線の考え方について

第23回容量市場検討会資料

- 需要曲線は、下に凸型の形状とし、Net CONEおよび停電コストと調達コストのトレードオフ曲線等を用いて作成することとしている。



第24回容量市場検討会(2020年4月24日)における主なご意見

- これまでに、計算方法や最終的な決定は、最新データを用いること等は合意しており、今回、最新のデータで更新した結果の提示、確認だけと理解しており、提案に賛成する。
- 基本的には今回ご提示いただいた需要曲線については、異論ありません。新型コロナウイルスで非常事態宣言が出されている状況、経済への影響が懸念されますので、**今後大きく経済指標が変動してしまった場合にはどう扱うかや、追加オークションの手当など、中長期の仕組みを前提に今後も柔軟に検討していただきたい。**
- 現在の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、4年後の実需給年度の指標価格を推計するための諸元(インフレーション率、期待インフレ率他)や、目標調達量のベースとなる供給計画の考え方にも、不確実性が顕在化していることを認識する必要がある。しかし、メインオークションでは現下の情勢の影響への考慮が不十分となるリスクがある一方、そのような情勢下においても、これまでの容量市場の制度設計において、**1年前に容量確保契約量の売却を公募するリリースオークションや、追加調達する調達オークションが整備されており、市場で必要な調達量を柔軟に調整できる市場機能を有する設計となっている点を市場参加者等へ周知することも重要である**ように考えられる。他方で、今後の事後検証や市場参加者のニーズ等に応じて、必要があれば、需給の不確実性への対処の一環として、実需給1年前のみならず、2年前や3年前でのリリースオークションや調達オークションの開催の有無を検討することも重要であると考えられる。
- **各委員からは、事務局の需要曲線の提案には異論はなかった。**したがって、2020年度のメインオークション需要曲線の原案について、制度検討作業部会に報告するものとする。ただ、経済変動への柔軟な対応については御意見をいただいているので今後の検討の参考にさせていただく。

今後のスケジュール

- 本でご議論いただいた結果を踏まえた結果を、広域機関に報告する。
- その後、広域機関において需要曲線の公表を行う。

期間	概要
2020年1月	第23回容量市場検討会において、2019年度供給計画やその時点の経済指標により算定した需要曲線を参考として報告
2020年3月末	2020年度供給計画取りまとめ
2020年4月	第24回容量市場検討会で需要曲線原案の報告
本日⇒ 2020年5月	国の審議会で需要曲線の原案の審議
2020年6月 (予定)	需要曲線の公表 (予定) 需要曲線の作成要領の提供 (予定)

- 1. 小売電気事業者の供給能力確保義務について**
- 2. 2020年度メインオークションにおける需要曲線について**
- 3. 容量市場における入札ガイドラインについて**

容量市場における入札ガイドライン

- 前回ご議論いただいた結果を踏まえて、「適正な電力取引の指針の改正案」、および「容量市場における入札ガイドライン案（参考添付）」について、監視等委員会への意見聴取を求めた。
- 「容量市場における入札ガイドライン案（参考添付）」について、以下の意見をいただいたため、その反映を行う。
- 本修正を踏まえた「容量市場における入札ガイドライン」は別紙のとおり。

●「容量市場における入札ガイドライン案」の修正（赤字：修正箇所） （5）監視の結果における、報告・公表主体を明確化する

（5）監視結果

電力・ガス取引監視等委員会において、監視の結果、事業者から客観的かつ合理的な説明が得られない場合には、注意喚起を行う。また、売り惜しみや価格のつり上げが判明した場合には、必要な手続きを踏まえた上で、事業者名及び当該行為の内容を公表する。

さらに、特に公正を害する応札行為を防止するため、市場管理者たる広域機関は、募集要綱等に盛り込むペナルティについて検討を行う。例えば、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等が考えられ、資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会と協議のうえ、適切な措置の検討を行う。

また、なお、監視のために供出事業者等から入手する算定根拠等の情報が、当該供出事業者等の競争情報に当たる場合には、非公開とすることが適切である。

これまでのご議論でいただいたその他のご意見

第39回制度検討作業部会資料
に一部加筆

- 以下の事項については、初回オークションの結果等を踏まえて、必要に応じて、引き続き検討することとしてはどうか。

第38回、第39回作業部会でのご意見

今後の対応

売り惜しみ

- 事業者としてペナルティが恐いので出さないけれども、でも一定の確率でちゃんと動きますというような電源は需要から差し引くような制度を検討いただきたい。

- 供給計画と応札容量の整合性等、事業者からのヒアリングを踏まえつつ、広域機関と共に引き続き検討する。

価格のつり上げ

- 監視対象の会社と議論するのではなく、むしろ、監視対象ではない会社がどのような入札価格で入れているのか、というのを考えるのが大事。

- 初回オークションの入札結果を踏まえ、非支配的事業者の入札価格の算定方法について、必要に応じて任意でヒアリングする。

ペナルティ

- 約定価格を決定した電源が価格つり上げに該当する場合については、約定価格をゼロとして、その次点の電源の入札電源を約定価格とするような措置も考えていただきたい。

- 現状においても、特に公正を害する行為が判明した場合には、一定期間のオークションへの制限、期待容量の評価引き下げ等のペナルティとなる。
- 初回オークションの入札結果を踏まえ、約定価格の遡及訂正を行うことによる約定プロセスやスケジュールへの影響等に留意しつつ、ペナルティの在り方について引き続き検討する。

監視の在り方

- 容量市場が始まる中で毎年の検証、包括的な検証の中で様々な角度で検証いただいて、適時適格な見直しを行っていただきたい。

- 初回オークションの結果や、広域機関による検証結果を通じて、新たな課題が発見された場合には、監視の在り方についても、引き続き見直しの議論を行う。

※その他、経過措置が適用される電源に対して、算定された維持管理コストに各年度の控除率の逆数を乗じなければ電源の維持が困難な場合における当該電源の入札に対しては、「逆数入札した電源が約定価格となる場合には、それよりも低い逆数入札をしていない電源を約定価格として、以降の逆数入札した電源にマルチプライスを適用することが望ましい」との意見や、「控除率の逆数を乗じた入札を行った場合には、それだけ落札されないリスクが高まるため、今のままで良いのではないか」との意見があった。